

議案第126号

大池緑地公園の指定管理者の指定について

次のとおり大池緑地公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名 称	指 定 する 団 体	指 定 の 期 間
大池緑地公園	一般財団法人備前市施設管理 公社	令和 3年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで

令和2年11月25日提出

備前市長 田 原 隆 雄

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 一般財団法人備前市施設管理公社

代表者 理事長 高橋 昌弘

所 在 備前市久々井747番地

(2) 団体の位置付け

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般財団法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

一般財団法人備前市施設管理公社は、市の出捐により設立された法人であり、大池緑地公園の開園当初から長年にわたって市と連携し、設置目的である閑谷学校への観光客と地域住民との憩いと交流の場として適正に管理運営を行っている。

本施設に類似した他の公共施設も管理運営しており、本施設も含めて一括管理とすることは機材及び人材の活用の面から効率的であり、指定管理者として適当であると認められる。